

広報羽島用水

みどり 水土里ネット 羽島用水

31
号
令和2年7月1日発行



県営かんがい排水事業「松枝・足近2期地区」(足近北排水路下流樋門:羽島市足近町地内)

令和2年4月現在の受益面積及び組合員数

市町	岐阜市	各務原市	羽島市	岐南町	笠松町	合計
受益面積(ha)	52.4	260.8	786.0	122.8	150.7	1,372.7
組合員数(人)	417	1,465	2,510	766	771	5,929

※排水受益を含む



地域に生きる木曽の清流

発行／羽島用水土地改良区
岐阜県羽島郡笠松町新町42
TEL (058) 388-2626
FAX (058) 387-7274
URL <http://www.hashimayousui.jp>
E-mail info@hashimayousui.jp

理事長あいさつ

羽島用水土地改良区 理事長

高橋 伸治



夏至の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、羽島用水土地改良区の運営、事業の推進につきまして格別のご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策として、日本全国で不要不急の外出やイベント等の開催が自粛される中、去る4月24日に開催されました臨時総代会におきましては、少人数での開催とし書面議決により執り行わせていただき、役員改選により、理事14名、監事6名が選任されました。4月27日開催の役員会では、新たに選任された理事の方々の御推挙をいただき理事長の大役を担うことになりました。微力ではありますが、土地改良区の健全な運営は元より組合員の皆様のご期待に応えるべく職責を全うする所存でございますので、ご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。

去る3月10日の総代選挙により、総代にご当選されました方々には、今後ともご協力の程お願い申し上げます。また、総代を退任されました方々には、長年に亘る当土地改良区へのご協力とご指導に対しまして、心から感謝申し上げます。

さて、昨年は8月の九州北部豪雨、10月には関東・東北地方において台風19号による豪雨災害が発生する等、全国各地で甚大な被害が発生いたしました。被災されました地域においては、一刻も早い復興を願うとともに、心よりお見舞い申し上げます。

今年3月に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、今後10年間の農政の指針となるものでございます。しかしながら、農業を取り巻く環境は、農業就業人口の減少と担い手の高齢化、後継者不足を背景に、耕作放棄地が増える現状に変化はなく、まだまだ厳しい状況でございます。当土地改良区では、農業用排水施設の管理を通じて地域社会との関わりが増大する中で役割が多様化しており、こうした役割を適切に担っていけるように取り組んで参りますので、組合員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年度の通水状況でございますが、犬山頭首工からの取水を開始し、受益地区全域に配水するよう最大限の努力をいたしますが、与えられた取水量には限りがありますので、今後とも貴重な農業用水の効率的な水管理にご協力をお願いいたします。

管内の県営土地改良事業の実施状況でございますが、用水路のパイプライン化事業（県営水質保全対策事業）については、令和元年度を以て完成し、今年度より水管理システムの運用を開始しております。また、パイプライン化後の上部の整備につきましても、県営農村環境整備事業「羽島用水6期地区」として引き続き施工予定でございます。

県営湛水防除事業「逆川地区」は、平成30年度より「逆川2期地区」、令和元年度より「逆川3期地区」として引き続き導水路工事が実施されています。また、県営かんがい排水事業（保全合理化型）「松枝・足近2期地区」につきましては、水管理の合理化・省力化及び近年の地球温暖化等の影響による局地的豪雨への迅速な対応を図るため、羽島市内、足近北排水路の足近北上流樋門の電動化工事が予定されています。

維持管理事業については、予算の確保が大変厳しい状況ではございますが、国、県、関係市町のご協力を賜り組合員の皆様のご要望に応えてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、土地改良区の使命達成に向け、役職員一丸となって努力して参りますので、組合員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

第52回 通常総代会開催される

第52回通常総代会は去る3月26日(木)午後2時00分より、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面議決を採用し、本土地改良区会議室において総代66名中38名出席、書面での出席28名により開催され、議長に岩田壽総代(第9区)を選出して議事に入り、提出議案6件について審議がなされ、いずれも原案のとおり可決承認されました。



岩田議長

議 案

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 令和元年度事業計画の変更の承認について |
| 第2号議案 | 令和元年度一般会計・特別会計収支補正予算の承認について |
| 第3号議案 | 令和2年度事業計画並びに一般会計・特別会計収支予算の議決について |
| 第4号議案 | 令和2年度組合費及び地区除外決済金の賦課基準・賦課徴収時期・徴収方法の議決について |
| 第5号議案 | 一時借入金の議決について |
| 第6号議案 | 預入金融機関の議決について |

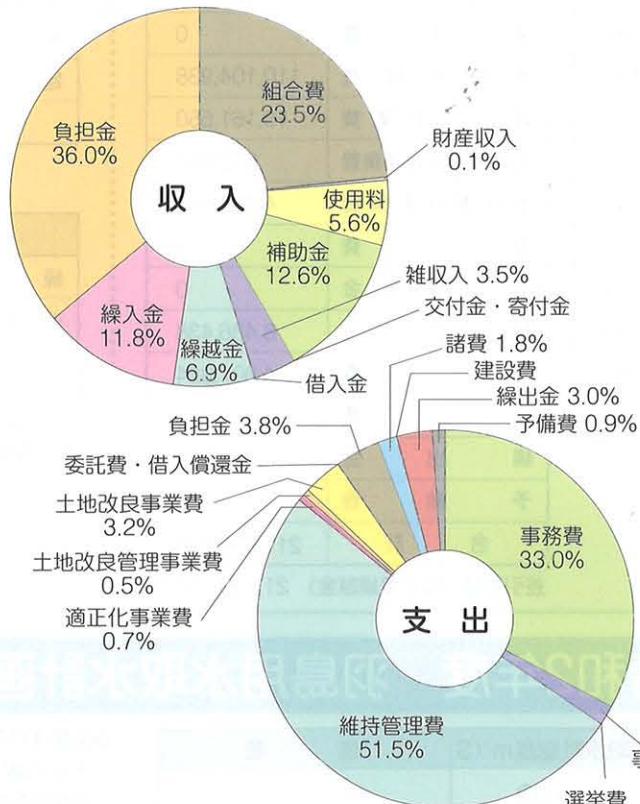
令和2年度 一般会計予算

収 入

款	予算額(千円)
組合費	51,084
財産収入	297
使用料	12,101
補助金	27,549
交付金	1
寄付金	1
雑収入	7,554
借入金	1
繰越金	15,000
繰入金	25,576
負担金	78,193
合計	217,357

支 出

款	予算額(千円)
事務費	71,619
事務所費	3,570
選挙費	3
維持管理費	111,821
適正化事業費	1,532
土地改良管理事業費	1,060
土地改良事業費	7,044
委託費	1
借入償還金	2
負担金	8,262
諸費	3,987
建設費	1
繰出金	6,455
予備費	2,000
合計	217,357



令和2年度 特別会計予算

収 入

款	予算額(千円)
決済金収入	20,000
繰越金	213,353
雑収入	400
合計	233,753

支 出

款	予算額(千円)
繰出金	25,576
過年度支出	300
予備費	207,877
合計	233,753



令和2年度 賦課金・決済金について

令和2年度賦課金・地区除外決済金は通常総代会で下記のとおり決定しました。

経常賦課金

地域	種目	1,000m³当たり
全地区	田	6,300 円
	畑	3,150

特別賦課金(新濃尾用水事業基金)

地域	種目	1,000m³当たり
全地区	田	200 円
	畑	100

地区除外決済金

地域	種目	1,000m³当たり
全地区	田	295,100 円
	畑	147,550

※手数料1筆につき1,000円

※一定の要件を満たす農地転用決済金等については譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。

詳しくは、税務署の資産課税（担当）部門におたずねください。

平成30年度 決算(令和元年10月2日臨時総代会で承認)

一般会計

収 入

款	決算額(円)
組合費	51,446,130
財産収入	300,053
使用料	14,691,043
補助金	27,156,150
交付金	8,007,000
寄付金	0
雑収入	8,589,142
借入金	0
繰越金	22,730,724
繰入金	19,298,000
負担金	81,479,582
合計	233,697,824

支 出

款	決算額(円)
事務費	61,571,937
事務所費	5,106,366
選挙費	0
維持管理費	110,104,938
適正化事業費	10,161,550
土地改良管理事業費	602,640
土地改良事業費	4,784,400
委託費	0
借入償還金	0
負担金	8,436,438
諸費	4,807,934
建設費	0
繰出金	6,421,903
予備費	0
合計	211,998,106

差引差額(翌年度繰越金) 21,699,718円

特別会計 (地区除外決済金)

収 入

款	決算額(円)
決済金収入	43,828,494
繰越金	189,200,605
雑収入	583,000
合計	233,612,099

支 出

款	決算額(円)
繰出金	19,298,000
過年度支出	0
予備費	0
合計	19,298,000

差引差額(翌年度繰越金) 214,314,099円

令和2年度 羽島用水取水計画

期 間	取水計画量m³/S	備 考
4月1日～4月19日	0.00	
4月20日～5月20日	3.50	苗代
5月21日～6月18日	6.52	代掻き・田植え・普通期
6月19日～7月19日	6.50	//
7月20日～7月26日	3.50	中部地区 断水(中干し)
7月27日～9月23日	6.50	出穂期・普通期
9月24日～10月14日	3.50	
10月15日～翌年3月31日	0.06	

※気象条件等により変更する場合があります。又、下記の場合は犬山頭首工において取水水門が全閉となりますので通水不可となります。

①地震発生の場合

1)震度5以上の場合

2)NTT回線が寸断された場合

②木曾川洪水量3千m³/sを超えた場合

お願い

農業用水は水利権に基づき取水し、基幹水路から分水しておりますが、分水後の管理は各地域で調整を行い、水の有効利用をお願いします。また、田の取水栓(横断管含む)、排水口は個人の財産ですので自己管理をお願いします。

※許可水利権により取水しております。早期栽培には充分な水量確保ができませんのでご了承下さい。

臨時総代会開催される

《新総代》

令和2年3月10日に土地改良法に基づく土地改良区総代選挙が執行され、無投票で次の方々が当選されました。任期は令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間です。

選挙区(定数)	地 区	氏 名
第1区(9人)	羽島郡岐南町	高見光良
		那波好朗
		葛谷文春
		田中敏裕
		林廣雄
		片桐達治
		水崎千家康
		森喜代司
		葛谷秀男
第2区(4人)	羽島郡笠松町	後藤富彦
		松原悟
		松原勝弘
		加藤木孝
第3区(7人)	羽島郡岐南町	杉江一郎
		杉江正博
		伏屋節雄
		伏見信孝
		岩田正行
		川出秀治
第4区(4人)	各務原市	五藤幸一
		西尾武
		日比野稔
		伊藤芳昭
第5区(4人)	各務原市	小島道弘
		岩井孝朗
		栗田榮三
第6区(2人)	岐阜市	齋藤文彦
		船渡久洋
第7区(4人)	各務原市	遠藤勝美
		奥村弘文
		仙石明正
		丹羽民和
第8区(4人)	岐阜市柳津町	奥村裕
		加藤進
		浅野哲男

選挙区(定数)	地 区	氏 名
第9区(7人)	羽島郡笠松町	後藤昇
		足立和俊
		道家嗣典
		臼井義博
		岩田壽
		高橋伸治
		樋口治人
第10区(5人)	羽島市足近町	岩田悟
		岩越昌宣
		川島康雄
		永田肇
		加藤芳正
第11区(6人)	羽島市小熊町	山田忠之
		大野敞
		大橋勝好
		坂倉敏雄
		浅野隆男
		南谷清司
第12区(9人)	羽島市正木町	花村直良
		高木重雄
		服部敏雄
		味岡巖
		岩田巖
		道家英徳
		大野哲緒
		服部誠
		小川盛男
第13区(7人)	羽島市竹鼻町	日比野繁喜
		道家保義
		山田敦
		岡田峰博
		山田照夫
		入山巖
第14区(2人)	羽島市福寿町間島 羽島市上中町・江吉良町	馬場一光
		武山柳三

※斜線は欠員

《新役員》

令和2年4月24日、羽島用水土地改良区会議室において書面議決を採用し、臨時総代会が開催され、新総代により役員選任が執り行われ、下記の方々が選任されました。

役職名	氏名
理事長	高橋伸治
副理事長	岩田悟
会計担当理事	加藤木孝
理事	那波好朗
//	伏見信孝
//	小島道弘
//	岩井孝朗
//	船渡久洋
//	奥村弘文
//	奥村裕
//	大橋勝好

役職名	氏名
理事	花村直良
//	道家保義
//	馬場一光
役職名	氏名
用排水調整委員長	伏見信孝
副委員長	花村直良
委員	岩井孝朗
//	奥村弘文
//	奥村裕
//	道家保義

役職名	氏名
総括監事	味岡巖
第1監事	杉江一郎
監事	松原悟
//	仙石明正
//	浅野哲男
//	坂倉敏雄

羽島用水土地改良区施行事業

令和元年度は県単事業7地区、土地改良施設維持管理適正化事業1地区、市町共同事業33地区、改良区単独事業64地区の工事を施行いたしました。

施工前

県単事業 飯柄北揚水機工事

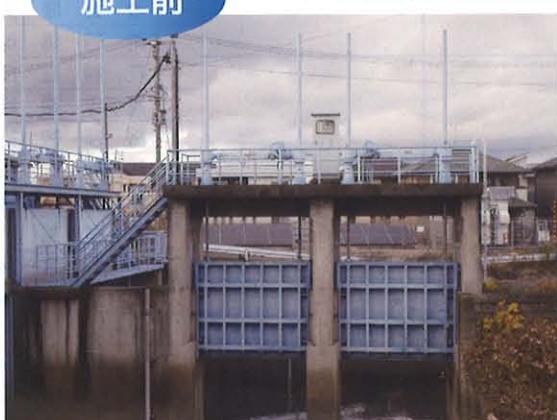


完成

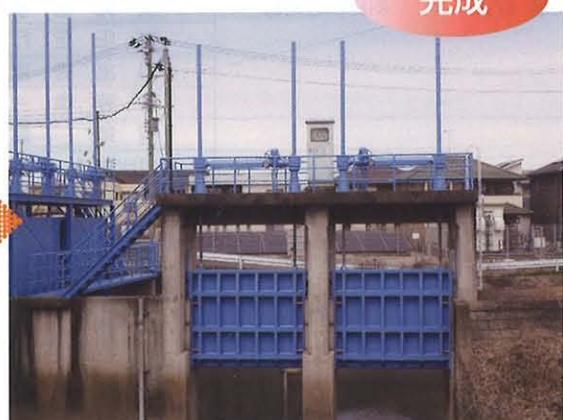


施工前

適正化事業 逆川排水機場ゲート設備塗装工事



完成



ストップ!不法投棄 ~不法投棄を撲滅させましょう~

水路にゴミや刈り取った草等を捨てられると、水路が詰まって水が溢れることがあり大変危険です。

不法投棄の罪は重く、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金が科せられます。

たとえ捨てたのがビン、缶、紙くずのちょっとした家庭ゴミであっても、この行為は不法投棄であり犯罪行為です。厳しい処罰の対象となります。

また、撤去処理には多額の費用(賦課金)が必要となります。当土地改良区では、悪質な不法行為に対しては、直ちに警察に通報し原因者の特定に努めています。

取水のための「堰板」は使用後に元に戻しましょう!

当土地改良区の用水は、限られた取水量にて賄われております。昨今の農業の兼業化に伴い、以前のような田んぼの見回りをされる方が少なくなってきており、常に水路に「堰板」や「土のう」等を入れたままの状況が各地区で見受けられます。その結果、下流地域に用水不足をきたしています。

また、降雨時、水路に「堰板」が入れてあると水路から水が溢れて周辺に浸水被害をもたらす等非常に危険な状態となります。「堰板」を使用して取水された場合は、使用者が責任を持って使用後速やかに撤去して下さい。

地域活動への取り組み

あじさい祭り&ウォーク

令和元年6月9日（日）、正木コミュニティーセンター（羽島市正木町）において、「第23回正木町健幸（けんこう）あじさい祭り&ウォーク」が開催されました。

天候が悪い中でしたが、地域の皆さん約200名が参加し、羽島用水路のパイプライン化によって整備された遊歩道のウォーキングを楽しみました。



正木排水機場見学会

令和元年9月15日（日）、正木排水機場（羽島市正木町）において、施設見学会が行われました。

新井地区の農事改良組合員の皆さん約60名が参加され、岐阜農林事務所の方より正木排水機場の説明後、機場内や遊水池を見学され、地域の防災に関する施設をより理解していただきました。



組合賦課金の納入について

賦課金の納期内完納にご協力をお願いします。

羽島用水賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

◎ご注意下さい!

賦課金を納期内に納入されない組合員に対して滞納処分の前提となる督促状により督促をいたしております。

賦課金が納入期限までに完納されない場合は、納入期限の翌日から納付日までの期間に応じて、年14.6%の延滞金、並びに督促状を発した場合には、督促手数料相当額を過怠金として徴収されることになりますので、期限内納入にご協力下さい。

口座振替等に関するQ & A

Q1. 賦課金の納付を口座振替（自動払込み）にしたいのですが、その手続きはどこですか。

A. 羽島用水土地改良区総務課で手続きをお願いします。電話でお問い合わせいただき、郵送でも手続きが可能です。

Q2. 口座振替（自動払込み）にしたいのですが、その手続きをするのに何が必要でしょうか。

A. 申込みに必要なものは、下記のものです。

- ・賦課金口座振替依頼書（羽島用水土地改良区に備え付けてあります）
- ・預貯金通帳（金融機関、支店名、種目、口座番号が分かるもの）
- ・通帳使用印鑑

Q3. 口座振替の領収書が欲しいのですが。

A. 羽島用水土地改良区にご連絡いただければ、「賦課金納入証明書」を送付させていただきます。

Q4. 1期（5月）までは納付書により、現金で納めていましたが、2期（10月）の賦課金から口座振替（自動払込み）を申し込みたいと思います。申し込みはできますか。

A. 年度の途中からでも口座振替（自動払込み）を申し込みすることができます。8月末までにお申し込みください。

Q5. 郵便局で現金納付したいのですが。

A. 郵便局の窓口にて現金納付をご希望の方は、ご連絡をいただければ郵便局用の払込取扱票を送付させていただきます。

ごぞんじですか?自己申告 こんな時は必ず届出をお願いします

◆組合員の資格等に変更があったとき

賦課金は毎年4月1日を基準に賦課されますので、土地改良区に届出されないと変更することができません。次の場合は、毎年3月末日までに届出をしてください。もし届出がなければ、従来通り賦課されます。(法第43条)

1. 組合員が死亡した場合
2. 農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
3. 農業者年金等による経営移譲

農業委員会の承認、登記が完了していても届出をされないと、従来の組合員に賦課金が課せられますので必ず届出をして下さい。



組合員のみなさんの質問にお答えします。

Q1 賦課金額はいつ決まるのですか?

- A 賦課金は「土地改良法第36条」及び「羽島用水土地改良区定款」の規定により、土地改良区の事業に要する経費に充てるため、組合員に賦課徴収されます。
毎年3月に開催される通常総代会で決定されます。
今年度は3月26日に開催され、決定されました。

Q2 賦課金は転作地や休耕地にもかかるのですか?

- A 当土地改良区の賦課金は、水道のように使用水量により賦課されるのではなく、施設の工事費や維持管理費等に必要な経費を面積により算定していますので、転作地や休耕地にも賦課金はかかります。

Q3 農地転用決済金とは?

- A 決済金は「土地改良法第42条第2項」及び「地区除外等処理規程」の規定に基づき、徴収するものです。農地を転用した場合に徴収することから、「農地転用決済金」又は、「地区除外決済金」といわれます。
農地を宅地に転用し、土地改良区から地区除外する組合員が土地改良区の将来の維持管理費等に相当する費用を一括して支払うことにより、残った組合員の負担が過重にならないようにするものです。
田を畠とする場合にも土地改良区に対し手続きが必要です。その場合でも決済金の納付が必要ですのでご注意ください。
未決済の場合は、継続して賦課金が徴収されます。

Q4 農地を公共用地(道路など)として県や市に譲渡した場合は?

- A 道路、河川など公共用地として買収、寄付された農地についても、土地改良区に届出と農地転用決済金の納付が必要です。届出がなければ、従来どおり賦課されます。

Q5 家庭雑排水等を排水路へ放流したいときはどうなるのですか?

- A 家庭や事務所からの排水は都市排水といって、本来は下水道で処理されるべきものであります。しかし、下水道が整備されていない地域では農業用の排水路に放流されているのが現状です。
当土地改良区では地元総代の同意をもとに検討したうえで、やむを得ないものとして許可することにしています。浄化槽の排水、家庭雑排水、工場排水、営業排水等を当土地改良区の区域内に放流したいときは、あらかじめ許可を取って下さい。